鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価について（令和８年度）

令和８年１１月９日
鳥取県衛生環境研究所

鳥取県衛生環境研究所では、県政の重要課題や県民ニーズを踏まえた研究活動の活性化を促進し、優れた研究成果を上げるため、平成１６年度（２００４年度）から当県の組織の外部の有識者、専門家による外部評価制度を導入しています。

また、人体から採取した試料を用いる研究などの人を対象とする調査研究課題（以下「倫理審査対象研究」という。）については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」等に基づき審査を行っています。

今年度は、令和９年度から新たに実施しようとする調査研究課題についての事前評価、調査研究期間が３年以上にわたる調査研究課題についての中間評価及び令和７年度で終了した調査研究課題についての最終評価を行いました。また、研究計画の変更に伴い倫理審査が必要となった調査研究課題について変更審査を行いました。加えて、倫理審査を経て実施していた調査研究課題の終了に係る最終報告を併せて行いました。

１　評価・審査の方法及び評価項目

評価は、調査研究課題ごとの計画書又は報告書に基づいて、次の区分で実施しました。

（１）事前評価

ア　評価項目
（ア）研究課題の必要性、（イ）研究の効果、（ウ）研究計画・方法、（エ）研究予算、（オ）総合評価

イ　対象課題：令和９年度に新規に実施しようとする全ての調査研究課題（４課題）

（２）中間評価

ア　評価項目
（ア）研究の実施状況、（イ）研究の成果、（ウ）研究の効果、（エ）目標達成の可能性、（オ）総合評価

イ　対象課題：調査研究期間が３年以上にわたる調査研究課題（３課題）

（３）最終評価

ア　評価項目
（ア）目標の達成度、（イ）研究の成果、（ウ）研究の効果、（エ）研究成果の発展性、（オ）総合評価

イ　対象課題：令和７年度で研究期間が終了した全ての調査研究課題（２課題）

（４）倫理審査（変更審査）

ア　審査項目
（ア）インフォームド・コンセント（イ）個人情報の保護、（ウ）判定

イ　対象課題：研究計画の変更に伴い倫理審査が必要となった調査研究課題（１課題）

（５）倫理審査（最終報告）

ア　審査項目：なし（報告のみ）

イ　対象課題：倫理審査を経て実施し、終了した調査研究課題（１課題）

２　評価者

評価者は、保健衛生、環境、食品、医学、倫理学及び法律学のいずれかに関する専門家で、かつ公正な立場で評価していただける学識経験者と、保健衛生又は環境分野に関心が高い県民の代表として評価していただける有識者から次のとおり選任しました。（５０音順、敬称略。）

また、倫理審査は、評価者のうち医学・医療、倫理学・法律学の専門家及び一般の立場から意見を述べられる委員４名に事務局委員２名を加えて審査しました。

氏　名	所属・役職	備考
荒松　雅美	行政書士	現地参加 倫理審査
金　相烈	公立鳥取環境大学環境学部環境学科教授	現地参加
杉本 優子	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター食品開発研究所 発酵・機能性食品グループ長	現地参加
髙田　美也子	鳥取大学医学部保健学科助教	現地参加 倫理審査
高部　祐剛	鳥取大学工学部社会システム土木系学科准教授	現地参加
永江　久美	株式会社エスジーズ　取締役	現地参加 倫理審査
早川　大輔	鳥取看護大学　教授	現地参加 倫理審査
福山　和昭	特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取	現地参加

３　評価の実施日

令和８年１０月５日

４　評価結果及び対応

（１）　事前評価

ア　「評価点」について

評価対象４課題の評価点は、２０点満点中１３．４点から１６．６点（平均１５．２点）でした。

イ　「総合評価」と今後の対応について

３課題について「実施すべきもの」、１課題について「委員の意見等を反映して実施すべきもの」と評価されました。

今後は、各評価者の所見、指摘事項等を踏まえて、研究計画をさらに精査した後、来年度の事業化に向かいます。

（２）　中間評価

ア　「評価点」について

評価対象３課題の評価点は、２０点満点中１５．３点から１６．８点（平均１６．１点）でした。

イ　「総合評価」と今後の対応について

３課題すべてについて「継続すべきものとする」と評価されました。評価項目全般について、評価者の意見を踏まえ、背景や理由等を検証し今後の研究課題の設定に活かします。

（３）　最終評価

ア　「評価点」について

評価対象２課題の評価点は、２０点満点中１４．９点から１５．５点(平均１５．２点)

でした。

イ　「総合評価」と今後の対応について

１課題について「優れた研究成果」、1 課題について「研究成果として概ね適当である」と評価されました。評価項目全般について、評価者の意見を踏まえ、背景や理由等を検証し今後の研究課題の設定に活かします。

（４） 倫理審査（変更審査）

ア　審査結果について

変更審査対象の１課題が「条件付き承認」と判定されました。付された条件には適切に対応します。

（５）全般的事項

評価者から調査研究課題の実施に際しての留意点や着眼点等の助言をいただきました。

事前評価の対象課題については、新たな調査研究課題の必要性や重要性について認めていただきました。より具体的な目標設定や他機関との連携等、検討すべき事項があるとの指摘を受けた課題もあり、評価者からいただいた意見等を踏まえ、見直しを図っていく予定です。